



Daily CARGO Transport & Logistics News

物流施設の転貸（マスターリース）で、当初の取り決めをしつかりしていないこと、大きな問題になることを説明してきた。契約期間がだつたり、設備投資だつたり、共用部の利用方法の取り決めだつたりする。

総形態 物流不動産の場合
同じように利用していく場合
契約の種類が異なる場合がある。
ある。賃貸借契約のほかに
寄託契約だったり、坪貸
契約だったりすることが多
い。転貸を行っていると、
賃貸と賃借の契約形態がば
らばりになつていいところ
を多く見かける。

多かったが、営業倉庫を賃貸借してしまうこと。営業倉庫は事業所税が免除となっているが、賃貸借は禁じられている。賃借したテナントが事業所税を払おうとして、問題が発覚するケースをよく見る。使っている物流施設の一部が空いたからといって、賃貸募集

をしてしまっても発生している。借主がコンプライアンスを厳しくチェックするようになり、貸せないとこうを貸していたということとで解約になるケースを見られる。この場合は、営業倉庫の申請面積から該当部分を外すか、寄託や坪貸し契約を行つて回避できる。

られる転貸しているところでメザニンがある場合は、そのリスク回避も考えなければならない。

メザニン部分を貸し出す場合は料金を取らずに、特約で「所轄官庁より撤去の命令があつた場合は、その棚を撤去する」と契約項目に入れておいた方が良い。

や
契約解除予告期間のア
レ。特に注意したい。

転貸、細部まで注意必要

イーソードットコム会長
大谷巖

フォワードに
チャンスあり！

卷之三

▶ 13

メザニンと呼ばれる中層棚も問題となるケースが多い。バブル期に床面積を増やすためにメザニンは積極的に設置された。しかし、現在では容積率や消防法上、グレーな存在となってい。そのため、行政の旨

資料を発生させていて、撤去を命じられた場合、撤去したくてもテナントが使い続けると、速やかに撤去することができない。また、代替スペースを用意する必要も出でる。

【略歴】（おねだに。いわく）
わかず） 1981年、東京
倉庫運輸入社。同社物流事
業部在籍中の1990年、
宅地建物取引主任者の資格

試験に合格し、物流不動産ビジネスを開始。東運開発取締役兼協同組合物流情報Nettle理事長、イーソーニコ取締役副社長、イーソ

リエゾン研究所取締役副社長、トーワン取締役、イード、ソーコドットコム取締役会長、日本物流施設取締役など、物流不動産関連企業の

「これからは倉庫で儲ける
!! 物流不動産ビジネスの
すすめ」(日刊工業新聞社)
など。高千穂商科大学卒。

条項などで、一ヶ月回過ができるようになってくる。これも物流不動産Bizの重要なノウハウの一つである。